

労働者派遣個別契約書

令和7年4月 日付けにて締結した関西広域産業共創プラットフォーム事業に係る業務スタッフの派遣業務委託契約書に基づき、発注者に派遣するにあたり、次のとおり個別契約を締結する。

業務内容	関西広域産業共創プラットフォーム事業に係る業務スタッフの派遣業務仕様書のとおり		
派遣人数	関西広域産業共創プラットフォーム事業に係る業務スタッフの派遣業務仕様書のとおり		
就業場所	関西広域連合広域産業振興局が指定する場所 (※大阪府咲州庁舎 25 階を基本とするが、出張等により異なる場所となる場合がある)		
組織単位	関西広域連合広域産業振興局ものづくり支援課	職名	関西広域連合広域産業振興局ものづくり支援課長
指揮命令者	関西広域連合広域産業振興局ものづくり支援課 主査 ▲▲▲▲		
派遣期間	令和7年(2025)年5月1日から令和8(2026)年3月31日まで (派遣先が派遣受入期間の制限に抵触する日：令和10年5月1日)		
就業日	平日 (休日：土曜日、日曜日、祝日)		
就業時間	原則午前10時30分から午後5時30分までの6時間とする。 (休憩時間は就業時間に含まない。)		
休憩時間	原則12時00分～13時00分【60分間】 (ただし、業務の都合により変動あり。)	実働時間	6時間
派遣料金 (1人1時間あたり)	事務補助スタッフ 金●●●●円(消費税・地方消費税除く。)		
時間外労働	契約時間を超える就業は契約外料金を適用し計算する。		
支払期日、支払方法及び支払金額の 計算方法	1 支払期日及び支払方法 毎月末日締切り、請求書を受理した日から30日以内に指定口座あて振込払。 2 支払金額の計算方法 派遣料金に、労働時間合計をそれぞれ乗じ、円未満の端数を切り捨てた額を月毎に集計した金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額を支払額とする。なお、勤務時間が1時間に満たない場合は、60で除して小数点以下第三位を四捨五入する。		
その他の労働条件	労働基準法の定めるところによる(時間外・休日勤務・有給休暇など)		
安全及び衛生	発注者及び受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、発注者の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。		
福利厚生等	咲州庁舎内給食施設について利用機会を付与する。		
派遣先責任者・ 苦情申出先	関西広域連合広域産業振興局ものづくり支援課 課長 △△△△ TEL 06-6210-9473		
派遣元責任者	株式会社■■■■ TEL		

派遣元苦情申出先	株式会社■■■■ TEL
苦情処理方法	派遣元、派遣先が密接に連絡調整を行い、適切かつ迅速に処理し、結果を必ず派遣労働者に通知する。
派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	派遣元、派遣先が密接に連絡調整を行い、適切かつ迅速に処理し、結果を必ず派遣労働者に通知する。 1 労働派遣契約の解除の事前申し入れ、就業機会の確保及び損害賠償に係る適切な措置 派遣先は、派遣先に起因する事由により労働者派遣契約の中途解除を行おうとする場合には、少なくとも 30 日前に派遣元に通知し、協議のうえ決定する。 派遣先及び派遣元は、中途解除を行う場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努める。派遣先に起因する事由により中途解除を行う場合であって派遣先が派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、労働者派遣契約の残余期間を勘案し、中途解除に伴い、派遣元に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の額以上の損害の賠償を行うこととする。 2 中途解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の中途解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約を中途解除する理由を派遣元に明示しなければならない。
派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度	事務補助スタッフ
派遣労働者に実施する教育訓練	初日にコンプライアンス研修を実施し、以後は必要に応じて職場内訓練を実施する。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を発注者が雇用する場合、あらかじめ受注者にその旨を通知する。なお、受注者が職業紹介事業の許可を取得又は届出をしており職業紹介を行うことのできる場合で、発注者がその職業紹介により当該派遣労働者を雇用する場合に限り、受注者に紹介手数料を支払うものとし、紹介手数料の額については、発注者と受注者と別途協議して定めることとする。
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別	無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否かの別	協定対象派遣労働者に限定する。
備 考	原則として、派遣就業期間中は派遣期間の当初において派遣した者を派遣期間満了まで従事させるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 日

発 注 者 大阪府大阪市北区中之島五丁目 3 番 5 1 号
関西広域連合
広域連合長 三日月 大造

受 注 者 大阪府大阪市■■区■■■■丁目■■番地
株式会社■■■■
代表取締役 ■■ ■■